

申込関連資料集

ページ

資料 1. 「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要（平成 24 年度版）	1
資料 2. 「業務実施覚え書き（特定事業者負担分）」（見本）	7
資料 3. 「業務実施契約書（市町村負担分）」（見本）	11
資料 4. 「確認書」（見本）	15
資料 5. 「平成 24 年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書」様式 3-1（記入例）	17
資料 6. 「平成 24 年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込承諾書」（見本）	18
資料 7. 「平成 24 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」	19
資料 8. 「PET ボトル分別基準適合物の円滑な引き渡しのお願ひ」	25
資料 9. 「市町村への再商品化合理化拠出金」の支払いについて	27
資料 10. 容器包装リサイクル関連の情報発信における連携・協力について（お願ひ）	31

平成 23 年 10 月 20 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
(改定日：平成 23 年 10 月 20 日)

「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要（平成 24 年度版）

1. 契約および支払い方法

- ア) 分別基準適合物の引き取りおよび再商品化についての市町村と協会の契約は、別途定める標準書式により、毎年度の初めに取り交わすこととします。
(特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」および市町村負担分^注)に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。)
- イ) 市町村負担分の引き取りおよび再商品化をお申し込みいただく場合の市町村負担分の費用については、主務省が示す市町村負担比率にしたがい、引き取り実績に応じて再商品化実施委託料金をいただきます。ただし、主務省が示す市町村の負担割合が改定された場合には、上記の比率は見直しが行われます。
- ウ) 再商品化実施委託料金の支払いは、四半期毎です。支払い請求書を受領された後 30 日以内にお振り込みいただきます。(例) 4～6 月引き取り分 → 7 月請求 → 30 日以内に振り込み

注) 特定事業者負担分と市町村負担分について

小規模事業者については再商品化義務者ではなく、小規模事業者が排出する容器や包装については市町村が処理責任を負います。この部分を当協会に委託して再商品化を行う場合には、再商品化実施委託料金をいただきます。これを市町村負担分と呼びます。特定事業者が再商品化の責任を負う率は、毎年国の調査に基づき、特定事業者責任比率として公表されますが、1 からその比率を減じたものが小規模事業者の比率となり、市町村が責任を負う率となります。これを市町村負担比率と呼びます。市町村は、市町村負担分について、協会に引き取りを委託するか、しないかを自由に決めることができます。

2. 市町村への資金拠出

- ア) 容器包装リサイクル法第 10 条の 2 及び主務省令に基づき算定される市町村への拠出金（以下「再商品化合理化拠出金」という。）を、「業務実施覚え書き」の記載内容に則り、対象となる市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）に拠出します。

3. 引き取りを行う量

- ア) 正式申込みは、市町村との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、施設の故障または市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込み量と実際の引き渡し量に大幅な乖離が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村と協会との間で協議を行った上で、協会としての対応を判断いたします。
- イ) 市町村がア)の連絡を怠った場合、または申込みの撤回があった場合には、協会は次年度の引

き取りをお断りすることができるものとします。但し、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度以降の引き取りをお断りすることができるものとします。契約書調印後に関しましても、同様の理由による契約違反に対しては同じ対応とさせていただきます。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会容器包装の3R推進に関する小委員会
(第6回) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG (第43回) 合同会合資料 (抜粋)

(想定量について)

- ・ 想定量は、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、上記(※)の事情を勘案する必要がある場合には、これに当該変動分として見込まれる量を反映させた数量を引渡しを行うと見込む量とし、具体的には、この量を再商品化実施年度前(前年度)に、各市町村から指定法人又は認定特定事業者へ引渡しの申込みを行う量とすることとする。

(※) 市町村分別収集計画の策定後、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量に変更される場合には、これらの事情による引渡量的変動は再商品化の合理化に寄与するものとは言えないことから、あらかじめ当該変動分を引渡しを行うと見込む量に反映させる必要がある。

- ウ) 市町村負担分の再商品化を協会に委託しないで特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて協会に引き渡した場合には、当該事実が確認された年度の翌年度以降の引き取りをお断りすることができるものとします。
- エ) 全国的規模で再商品化が可能な施設能力として、「再商品化見込み量」が告示されています。正式申込み量の総量が「再商品化見込み量」を超えるときには、個々の市町村の分別収集計画量に基づき調整を行うことがあります。
- オ) 協会は、各市町村において分別収集を実施するにあたり、全国的な計画量と実績量を勘案して対応を行っていただくために、四半期毎に引き取り実績総量(全国)の情報を提供します。
- カ) 全国的な引き取り実績数量が、「再商品化見込み量」を超えた場合には、協会は引き取ることはできません。その場合には、超過分について、市町村において保管を含めて対応をお願いいたします。
- キ) また、市町村からの引き渡し総量の実績が、『再商品化義務総量』と『特定事業者からの当該年度受託総量』の低い方の値に、小規模事業者分としての市町村からの再商品化受託量総量を加えた量を上回ることが見込まれる場合には、協議させていただきます。

4. 再商品化実施委託単価

本資料送付時点（平成 23 年 10 月 20 日）では、平成 24 年度再商品化実施委託単価（暫定値）の算出根拠となる量・比率を審議する産業構造審議会が開催されていないため、後日お知らせいたします。

特定分別基準適合物	再商品化実施委託単価
ガラスびん（無色）	未定 円／トン （－ 円／kg）
ガラスびん（茶色）	未定 円／トン （－ 円／kg）
ガラスびん（その他の色）	未定 円／トン （－ 円／kg）
P E T ボトル	未定 円／トン （－ 円／kg）
紙製容器包装	未定 円／トン （－ 円／kg）
プラスチック製容器包装	未定 円／トン （－ 円／kg）

5. 特定事業者責任比率および市町村負担比率

本資料送付時点（平成 23 年 10 月 20 日）では、上記の産業構造審議会が開催されていないため、後日お知らせいたします。

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率	市町村負担比率
ガラスびん（無色）	未定 %	未定 %
ガラスびん（茶色）	未定 %	未定 %
ガラスびん（その他）	未定 %	未定 %
P E T ボトル	未定 %	未定 %
紙製容器包装	未定 %	未定 %
プラスチック製容器包装	未定 %	未定 %

6. 引き取り条件（4 素材共通事項）

【分別基準の運用】

- ア) 法律では、同法に規定する分別基準を満たす必要があるとされていますが、実際の運用としては、協会の「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集を実施していただきます。
- イ) 「引き取り品質ガイドライン」を満たしていない物については、再商品化施設に支障をきたしたり、再選別コストがかかたりする可能性があるため、速やかに品質改善していただくこととなります。
- ウ) 品質改善について、本来は、市町村および協会での協議のうえ決定すべきですが、業務を効率良く進めるために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整をしていただきます。
- エ) そのうえで、調整が困難な場合のみ、市町村と協会の間で協議を行います。その結果として、品質改善が行われない場合には、引き取りをお断りすることがあります。

【安全管理責任】

- ウ) 市町村には、再商品化事業者における安全、衛生上の事故を防止するために、危険物や感染性廃棄物が混入しないよう努めていただきます。

【引き取り単位および頻度】

- カ) 分別基準適合物に定められている量は 10 トン車 1 台程度ですので、指定の保管施設に保管された分別基準適合物は、10 トン車 1 台程度を引き取り単位として、再商品化事業者が引き取ります。（ただし、P E T ボトルの場合の積載トン数は、5.5～6 トン、その他プラスチック

製容器包装の場合は6トン前後、白色の発泡スチロール製食品用トレイ（以下「白色トレイ」という）のみの場合は、0.3トン前後となります。）

キ) なお、日常的な引き取りについて、市町村からの引き取り申し込みがあつてから、2週間以内を目途に、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

ク) ただし、年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合においても、協会は、原則として、年1回引き取りを行うよう努力します。

ケ) 協会は、非効率的な輸送を避けるため、市町村から引き取りの申し込みを受ける際に、「分別基準適合物の引き渡し申込書」により、引き渡し希望頻度を提示して頂き、可能な限り市町村の希望に添った対応を実施します。

コ) 離島においても、通常の場合と同様に、本欄に記載したとおり引き取りを行います。

【指定保管施設】

カ) 分別基準適合物の保管および受け渡し施設は、本法律に則り主務大臣より指定を受けた指定保管施設であることが必要です。詳細については、環境省から通知される文書の指定保管施設指定に関する部分を参照してください。

【指定保管場所での積み込み責任】

シ) 協会は、市町村から引き取り申し込みを受ける際に「分別基準適合物の引き渡し申込書」により、積み込み用機材の有無の確認を行い、それに基づいて再商品化事業者の入札を受け、選定を行います。

ス) しかしながら、当該容器包装を10トン車に積み込むための積み込み用機材の整備、および積み込み作業について、市町村と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

【引き取り量の確認】

セ) 協会は、市町村負担分を実績に応じてお支払いいただくために、また再商品化事業者へ再商品化実施費用を毎月実績に応じて支払うために、市町村ならびに再商品化事業者双方からの月次報告を受けて実績を把握します。

ソ) 市町村が協会に対して実態と異なる引き渡し数量を報告した場合、協会は市町村との契約を解除し当該年度の引き取りを停止するとともに、翌年度以降の引き取りをお断りする場合があります。

【残さの処理】

タ) 分別基準適合物には、何らかの不純物が混入し、残さが排出されることが見込まれます。協会が引き取った後の残さの処理については、日常的には、再商品化事業者が処理を行います。市町村は、残さが発生しないように「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集をお願いいたします。

7. ガラスびんの引き取り

ア) ガラスびんに関しては、法律では、「無色、茶色、その他の色のガラスびんの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかしながら、現状、多くの場合、無色、茶色、その他の色のガラスびんは各々異なるトラックで回収を行っています。

イ) したがって、非効率的な輸送を避けるために、市町村には、今後もできる限り、色毎に10トン車1台程度単位での搬出ができるように、ご協力をお願いいたします。

8. PETボトルの引き取り

【PETボトルの「丸ボトル」の取扱い】

- ア) 「丸ボトル」は、法律で規定している「圧縮」・「こん包」を行っていないものであるため、分別基準適合物とは見なされません。
- イ) しかし、市町村における分別収集への取り組みの実情を考慮すると、協会が法律上の解釈をもって一切の対応を否定することは、大きな社会的混乱を招きかねない状況にあります。
- ウ) 一方で、「丸ボトル」については、「輸送の効率性が損なわれる」(注)等の事情が存在します。
(注) 約7倍の容積となり、約7倍の輸送コストがかかる。
- エ) 以上の事情から、協会は現実的な対応として当該「丸ボトル」を、減容機を導入するまで輸送コストを全額市町村負担とすることを条件として引き取ります。なお、圧縮のための減容機の導入は速やかにお願いたします。

9. 紙製容器包装の保管および引き取り

【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

- ア) 市町村が紙製容器包装を雑紙に含めて収集している等、容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

【指定保管場所の民間委託】

- イ) 分別収集品を中間処理(分別基準適合物とする為の区分け、圧縮等)し、指定保管場所に保管するまでは市町村の役割です。民間事業者のヤードを指定保管場所とする場合、事業者の本制度における役割分担を十分説明の上、市町村からの委託業務の範囲を明確にした委託契約を締結してください。
- ウ) 再商品化事業者は協会が入札により選定しますので、市町村から指定保管場所を受託した事業者が選定されるとは限りません。特に、従来から古紙リサイクルを連携して実施してきた(新聞・雑誌等の圧縮保管を委託している等)古紙問屋へ指定保管場所の委託を行う場合など、説明不足による誤解が生じがちですのでご注意ください。

【紙製容器包装の引き取り形態】

- エ) 分別基準では、保管形態を「結束され、又は圧縮されていること」と定めておりますが、収集・保管量が比較的少なく、保管施設の設備面等から結束・圧縮が困難な場合にはフレコンでの引き取りも可能といたします。ただし、フレコンの準備は市町村でお願いいたします。

10. プラスチック製容器包装の保管および引き取り

【ごみ袋の破袋】

- ア) 「引き取り品質ガイドライン」を満たすためには、消費者が排出したごみ袋を破袋し、中の異物を除去し、さらに容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋(指定収集袋、市販のごみ袋)が除かれている必要があります。ごみ袋の破袋がされていないベールは、引き取ることはできません。

【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

- イ) 市町村が容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

【1 保管施設から複数事業者が引き取る場合】

㊦ 1つの保管施設を複数の事業者が落札した場合は、実際の保管施設で引き取るべき総量を各事業者の落札量により比例配分して引き取ることにします。

【「粉砕品・溶融品」の取扱い】

㊦ 「粉砕・溶融」は、法律で規定している「圧縮」には該当しないため、「粉砕品・溶融品」は分別基準適合物とは見なされませんので、引き取りを行いません。

【「白色トレイ」の取扱い】

㊦ 「白色トレイ」は、原則として圧縮を行わず、袋詰めした形で引き取ります。引き取り後の作業上の負荷がかからないよう、できる限り大きな袋に詰め、また、二重袋にならないよう大袋の中の小袋は除去していただきますようお願いいたします。

㊦ 白色トレイの材料リサイクルを行うためには、「白色トレイ」以外のトレイ（例えば、色柄付きトレイ等）が混入しないよう分別基準を遵守していただきますようお願いいたします。

㊦ 「プラスチック製容器包装」に関して、「その他プラスチック製容器包装と白色トレイの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかし、白色トレイと、白色トレイを含まないその他プラスチック製容器包装の双方を分別収集する場合には、白色トレイとその他プラスチック製容器包装はそれぞれ個別に入札が行われるため、異なる再商品化事業者が引き取り再生処理を行うこととなります。したがって、再商品化事業者が円滑に引き取りを行うことができるよう保管の際にはそれぞれを区別、整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようお願いいたします。

㊦ 白色トレイの引き取りにあたり、再商品化事業者によっては、車載型減容車で通常より時間をかけて引き取りを行うことがありますので、ご了承ください。

【「白色トレイ」の材料リサイクル以外の手法による再商品化】

㊦ 白色トレイについて、材料リサイクルの再商品化能力が分別収集量を下回る等、白色トレイが材料リサイクルの事業者に落札されなかった場合には、材料リサイクル以外の手法により再商品化されることがあります。この場合も異なる再商品化事業者が再生処理を行うことができますので、保管の際にはそれぞれ区別・整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようにお願いいたします。

㊦ 白色トレイが材料リサイクル以外の手法で再商品化される時は、「その他プラスチック製容器包装」の分別基準と同様、「圧縮」・「こん包」を行った方が、輸送上効率的です。この場合、白色トレイとその他プラスチック製容器包装を別々に分別収集する市町村では、白色トレイについても「圧縮」・「こん包」し保管するようお願いいたします。

㊦ また、同様の理由から、白色トレイのみ分別収集を行う市町村についても、圧縮機を利用できる場合には、白色トレイも「圧縮」・「こん包」していただきますようお願いいたします。

㊦ なお、協会への引き渡し申込みの際に、白色トレイの圧縮・こん包の可否について伺います。「可」と回答をいただいた市町村が、材料リサイクル事業者以外の事業者により落札された場合には、圧縮・こん包するようお願いいたします。

11. 本システムの運用に問題が生じた場合の調整

㊦ 本システムの運用に問題が生じた場合は、本来は、市町村および協会と協議のうえ決定すべきですが、業務を効率化するために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整していただき、調整が困難な場合のみ、協会が調整を行うことといたします。さらに、調整が困難な場合には、「容器包装リサイクル法第35条」の規定に則り、主務大臣が必要な措置を講ずることとなります。

以上

業務実施覚え書き（見本）

（特定事業者負担分）

市町村〇〇〇（以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき甲が分別収集するガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装廃棄物で容器包装リサイクル法第 2 条に定義される分別基準適合物（以下「分別基準適合物」という。）のうち、容器包装リサイクル法第 2 条に定義される特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者に係る分別基準適合物（以下「特定事業者負担分」という。）に関し、以下のとおり覚え書きを締結する。

（業務内容）

第 1 条 甲は、分別基準適合物を引き渡し、乙は、本覚え書きの範囲内においてこれを引き受け、再商品化を行う。

（業務実施）

第 2 条 乙が行う引き取りは、乙の指定した「保管施設別再商品化業務実施指定事業者明細表」に記載の再商品化事業者（以下「再商品化事業者」という。）が行う。
2 乙は、再商品化事業者（その所在地又は再生処理実施施設を含む）を変更又は追加したときは、遅滞なく甲に通知し、再商品化事業者及びその他乙が別途再商品化を委託する事業者として追加した者以外に再商品化業務を委託しないものとする。

（関係法令等の遵守）

第 3 条 甲及び乙は、本覚え書きによる業務及びその実施に関して、本覚え書き並びに分別基準適合物の引き渡し申込書及び申込要領、「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要（平成 24 年度版）、平成 24 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、容器包装リサイクル法、その他の法令、関連する府省令、告示、規則及び条例を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。
2 乙は、本覚え書きによる業務が適正に実施されるべく、再商品化事業者を適切に指導するものとする。

（実施期間）

第 4 条 本覚え書きの有効期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、第 12 条については再商品化合理化拠出金の乙による拠出が完了するまで、第 13 条については情報又は知識が公知となるまで、第 14 条については本覚え書きの終了後においてもなお有効なものとする。

（予定引き渡し量）

第 5 条 本覚え書きにおける予定引き渡し量は、以下のとおりとする。（kg 未満は四捨五入とする。）

ガラスびん（無色）	：	年間	kg
ガラスびん（茶色）	：	年間	kg
ガラスびん（その他の色）	：	年間	kg
PET ボトル	：	年間	kg
紙製容器包装	：	年間	kg
プラスチック製容器包装	：	年間	kg
うち白色トレイ	：	年間	kg
うちプラスチック製容器包装	：	年間	kg

- 2 甲は、乙に予定引き渡し量の引き渡しを達成できるよう努力する。
- 3 甲は、予定引き渡し量については、正当な理由なく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。
- 4 甲は、容器包装リサイクル法第2条第11項により再商品化義務が適用除外される事業者に係る分別基準適合物（「市町村負担分」）の再商品化を乙に委託しないで、特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて乙に引き渡してはならない。
- 5 甲は、引き渡し量が予定引き渡し量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。
- 6 甲が第4項に違反した場合には、当該事実が確認された年度の翌年度以降の引き取りを拒むことができるものとする。
- 7 甲が第5項の連絡を怠った場合、又は本覚え書きの撤回や第1項の予定引き渡し量の大幅な減量を行った場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。第3項の違反による場合には、乙は次年度及び次々年度以降の引き取りを拒むことができるものとする。

（引き取り方法）

- 第6条 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本覚え書きにおいて対象とされる分別基準適合物が保管されている保管施設（以下「指定保管施設」という。）において行われる。引き取りは、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。
- 2 甲は、再商品化事業者の引き取り作業を円滑に実施できるよう、再商品化事業者の運搬車両への積み込み用機材などについて協力する。
 - 3 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。
 - 4 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。
 - 5 甲は、再商品化事業者の引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、再商品化事業者が円滑に引き取りを実施できるように努める。

（引き渡し量）

- 第7条 甲は、甲の特定事業者負担分以外の分別基準適合物を含む全国市町村の引き渡し総量の実績が、容器包装リサイクル法第7条の規定に基づき定められた再商品化量の見込みを上回ることが見込まれる場合には、乙と協議の後、容器包装リサイクル法第35条の規定により、主務大臣に申し出を行う。

（分別基準適合物の品質確保）

- 第8条 甲は、容器包装リサイクル法に基づき定められた分別基準（以下「分別基準」という。）を遵守し、本覚え書き及び乙が提示する「引き取り品質ガイドライン」に基づき分別収集を行う。
- 2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準より著しく劣ると判断される場合、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。
 - 3 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。
 - 4 前項の取り組みにもかかわらず合理的期間内に改善措置が講じられず、引き取り品質ガイドラインに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断するまで、甲からの引き取りの一部又は全部を留保することができるものとする。この場合において、品質が改善されないまま本覚え書きの有効期間が満了したときは、引き取りが留保された分別収集品は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理されるものとする。
 - 5 甲が収集した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準に適合しない場合で品質改善が図られないときは、乙は次年度以降における分別基準適合物に関する業務実施覚え書き及び業務実施契約の契約申込を拒絶することができるものとする。この場合において、乙が本覚え書きを解除することなく品質不適合の分別収集品の引き取りを行ったとしても、本項の規定に基づく乙の権利は損なわれない。

(引き取り作業)

第9条 乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。

2 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

(安全管理)

第10条 甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく告示、通達等並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物や感染性廃棄物の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。

(引き渡し総量の報告)

第11条 甲は、分別基準適合物の再商品化事業者による引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡し総量（本覚え書きによる特定事業者負担分と別途市町村負担分の引き渡しがある場合は当該市町村負担分を合算した量）を乙指定の報告様式により、引き渡しが行われた日の翌月5日までに乙に報告する。

(再商品化合理化拠出金の拠出)

第12条 乙は、容器包装リサイクル法第10条の2及び主務省令に基づき算定される市町村への拠出金（以下「再商品化合理化拠出金」という。）を、対象となる市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下この条において同じ。）に拠出する。

2 再商品化合理化拠出金の額は、再商品化に現に要した費用の総額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額（市町村から引き渡しの申込を受けた年度ごとの分別基準適合物の量に主務大臣が定める再商品化想定単価を乗じた額。以下「想定再商品化費用総額」という。）を下回るとき、想定再商品化費用総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除して得られる額の二分の一の額をもとに、主務省令で定めるところにより算定される。

3 甲に対するこの条による再商品化合理化拠出金がある場合、分別基準適合物の引き渡しを受けた年度の次年度の9月末日までに、別途甲が指定する金融機関の甲の口座宛て振込みにより実施されるものとする。

4 拠出は甲乙間の年度ごとの覚え書き単位とし、各分別基準適合物分を一括して振込むものとする。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本覚え書きの履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識などを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時点で被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、本覚え書きに関して入手した甲の個人情報（平成15年5月30日・法律第57号「個人情報の保護に関する法律」において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ。）を乙の事業活動とこれに付随する業務及び本覚え書きの実施に必要な範囲において利用する。乙は、個人情報を本覚え書きの実施において乙の業務委託先に開示し、その取り扱いを委託することができるものとするが、国の機関若しくは地方公共団体からなされた再商品化業務に関連する要請に協力するため必要と合理的に判断される場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に開示又は提供してはならない。

(覚え書きの解除)

第 15 条 乙は、本覚え書きに関し、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、本覚え書きの全部又は一部を解除することができるものとする。

- ① 乙に対して、不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき
- ② 第 8 条第 3 項に基づく取り組みにもかかわらず合理的期間内に品質改善がなされなかったとき
- ③ その他、本覚え書きの実施において、不正又は不当な行為があったとき

(権利義務の譲渡禁止)

第 16 条 甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なしに、本覚え書きにより生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(権利の不放弃)

第 17 条 本覚え書きに定めるいずれかの条項における権利を乙が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を乙が放棄したと解されるものでない。

(協議事項)

第 18 条 甲は、再商品化事業者の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び再商品化事業者双方で協議し、両者が誠意をもって問題を解決するよう努める。

- 2 甲及び乙は、本覚え書きの記載事項について疑義を生じた場合又は本覚え書きに記載のない事項について、誠意をもって協議し、これを解決する。

本覚え書き締結の証として、甲及び乙は、本覚え書き二通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有するものとする。

平成 24 年 4 月 1 日

甲：

乙： 東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長 吉野 祥一郎

業務実施契約書（見本）

（市町村負担分）

市町村〇〇〇（以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき甲が分別収集するガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装廃棄物で容器包装リサイクル法第 2 条に定義される分別基準適合物（以下「分別基準適合物」という。）のうち、容器包装リサイクル法第 2 条第 1 項により再商品化の義務が適用除外される事業者に係る分別基準適合物（以下「市町村負担分」という。）に関し、以下のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第 1 条 甲は、分別基準適合物の再商品化を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（業務実施）

第 2 条 乙が行う再商品化は、乙の指定した「保管施設別再商品化業務実施指定事業者明細表」に記載の再商品化事業者（以下「再商品化事業者」という。）が行う。

2 乙は、再商品化事業者（その所在地又は再生処理実施施設を含む）を変更又は追加したときは、遅滞なく甲に通知し、再商品化事業者及びその他乙が別途再商品化を委託する事業者として追加した者以外に再商品化業務を委託しないものとする。

（関係法令等の遵守）

第 3 条 甲及び乙は、本契約による業務及びその実施に関して、本契約並びに分別基準適合物の引き渡し申込書及び申込要領、「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要（平成 24 年度版）、平成 24 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、容器包装リサイクル法、その他の法令、関連する府省令、告示、規則及び条例を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

2 乙は、本契約による業務が適正に実施されるべく、再商品化事業者を適切に指導するものとする。

（契約期間）

第 4 条 本契約の有効期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、第 15 条については情報又は知識が公知となるまで、第 16 条については本契約の終了後においてもなお有効なものとする。

（再商品化実施委託単価）

第 5 条 本契約における再商品化実施委託単価は、以下のとおりとする。（下記の単価には消費税及び地方消費税が含まれる。）

ガラスびん（無色）	:	円/kg
ガラスびん（茶色）	:	円/kg
ガラスびん（その他の色）	:	円/kg
PET ボトル	:	円/kg
紙製容器包装	:	円/kg
プラスチック製容器包装	:	円/kg

(予定委託量)

第6条 本契約における予定委託量は、以下のとおりとする。(kg未満は四捨五入とする。)

ガラスびん(無色)	: 年間	kg
ガラスびん(茶色)	: 年間	kg
ガラスびん(その他の色)	: 年間	kg
PETボトル	: 年間	kg
紙製容器包装	: 年間	kg
プラスチック製容器包装	: 年間	kg
うち白色トレイ	: 年間	kg
うちプラスチック製容器包装	: 年間	kg

- 2 甲は、乙に予定委託量の引き渡しを達成できるよう努力する。
- 3 甲は、予定委託量については、正当な理由なく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。
- 4 甲は、引き渡し量が予定委託量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。
- 5 甲が第4項の連絡を怠った場合、又は本契約の撤回や第1項の予定委託量の大幅な減量を行った場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。第3項の違反による場合には、乙は次年度及び次々年度以降の引き取りを拒むことができるものとする。

(再商品化実施委託料金)

第7条 再商品化実施委託料金は、乙が引き取った分別基準適合物の総量(本契約による市町村負担分と別途特定事業者負担分の引き取りがある場合は当該特定事業者負担分を合算した量。以下「引き渡し総量」という。)と以下の市町村負担分の比率を乗じて得た量(kg未満は四捨五入)に、第5条の再商品化実施委託単価を乗じて得た金額とし、1円未満は切り捨てるものとする。なお、主務省庁が負担分の比率を変更したときは、それに応じて再商品化実施委託料金は変更されるものとする。

ガラスびん(無色)	:	%
ガラスびん(茶色)	:	%
ガラスびん(その他の色)	:	%
PETボトル	:	%
紙製容器包装	:	%
プラスチック製容器包装	:	%

(引き取り方法)

- 第8条 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本契約において対象とされる分別基準適合物が保管されている保管施設(以下「指定保管施設」という。)において行われる。引き取りは、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。
- 2 甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう、再商品化事業者の運搬車輛への積み込み用機材などについて協力する。
 - 3 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。
 - 4 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。
 - 5 甲は、再商品化事業者の引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、再商品化事業者が円滑に引き取りを実施できるように努める。

(引き渡し量)

第9条 甲は、市町村負担分以外の分別基準適合物を含む全国市町村の引き渡し総量が、容器包装リサイクル法第7条の規定に基づき定められた再商品化量の見込みを上回ることは見込まれる場合には、乙と協議の後、容器包装リサイクル法第35条の規定により、主務大臣に申し出を行う。

(分別基準適合物の品質確保)

第10条 甲は、容器包装リサイクル法に基づき定められた分別基準（以下「分別基準」という。）を遵守し、本契約及び乙が提示する「引き取り品質ガイドライン」に基づき分別収集を行う。

2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質基準より著しく劣ると判断される場合、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。

3 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。

4 前項の取り組みにもかかわらず合理的期間内に改善措置が講じられず、引き取り品質ガイドラインに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断するまで、甲からの引き取りの一部又は全部を留保することができるものとする。この場合において、品質が改善されないまま本契約の有効期間が満了したときは、引き取りが留保された分別収集品は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理されるものとする。

5 甲が収集した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準に適合しない場合で品質改善が図られないときは、乙は次年度以降における分別基準適合物に関する業務実施覚え書き及び業務実施契約の契約申込を拒絶することができるものとする。この場合において、乙が本契約を解除することなく品質不適合の分別収集品の引き取りを行ったとしても、本項の規定に基づく乙の権利は損なわれない。

(引き取り作業)

第11条 乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。

2 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

(安全管理)

第12条 甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく告示、通達並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物や感染性廃棄物の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。

(引き渡し総量の報告)

第13条 甲は、分別基準適合物の再商品化事業者による引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡し総量を乙指定の報告様式により、引き渡しが行われた日の翌月5日までに乙に報告する。

(支払い条件)

第14条 乙は、第7条に定める再商品化委託料金を、第13条に定める報告に基づき算出のうえ、四半期毎に、甲に請求する。

2 甲は、前項の請求書を受領した後、30日以内に当該委託料金を、乙が指定する乙名義の銀行口座へ一括して支払う。このとき、振込み手数料は甲の負担とする。

(秘密保持)

第 15 条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識などを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、本契約に関して入手した甲の個人情報（平成 15 年 5 月 30 日・法律第 57 号「個人情報の保護に関する法律」において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ。）を乙の事業活動とこれに付随する業務及び本契約の実施に必要な範囲において利用する。乙は、個人情報を本契約の実施において乙の業務委託先に開示し、その取り扱いを委託することができるものとするが、国の機関若しくは地方公共団体からなされた再商品化業務に関連する要請に協力するため必要と合理的に判断される場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に開示又は提供してはならない。

(契約解除)

第 17 条 乙は、本契約に関し、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- ① 乙に対して、不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき
- ② 第 10 条第 3 項に基づく取り組みにもかかわらず合理的期間内に品質改善がなされなかったとき
- ③ その他、本契約の実施において、不正又は不当な行為があったとき

(権利義務の譲渡禁止)

第 18 条 甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(権利の不放棄)

第 19 条 本契約に定めるいずれかの条項における権利を乙が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を乙が放棄したと解されるものでない。

(協議事項)

第 20 条 甲は、再商品化事業者の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び再商品化事業者双方で協議し、両者が誠意をもって問題を解決するよう努める。

2 甲及び乙は、本契約の記載事項について疑義を生じた場合又は本契約に記載のない事項について、誠意をもって協議し、これを解決する。

本契約締結の証として、甲及び乙は、本契約書二通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有するものとする。

平成 24 年 4 月 1 日

甲：

乙： 東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長 吉野 祥一郎

確 認 書（見本）

市町村〇〇〇（以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき甲乙間で締結した平成24年4月1日付業務実施契約書（以下「原実施契約」という。）及び同日付け業務実施覚え書き（以下「原実施覚え書き」という。）の内容の補足及び修正について、次のとおり合意する。

（確認書の趣旨）

- 第1条 この確認書は、甲から分別基準適合物を引き取り再商品化を実施している再商品化事業者に対して甲が行う再商品化履行確認に関し、原実施覚え書き及び原実施契約の補足、修正について取り決める。
- 2 甲及び乙は、再商品化事業者における再商品化履行確認の甲による適切な実施が、ひいては適正な再商品化の推進に資するとの認識を共有する。

（確認書の適用）

- 第2条 この確認書は、分別基準適合物のうちガラスびん、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に関して適用する。
- 2 この確認書は、原実施契約及び原実施覚え書きの一部を構成しこれらの有効期間中有効なものとし、この確認書に定められないその他の事項については原実施契約及び原実施覚え書きの規定がそのまま適用されるものとする。

（原実施契約および原実施覚え書きの補足）

- 第3条 原実施契約及び原実施覚え書きに、新たに次の条項を加える。この場合において、原実施覚え書きについては、新たに加える条項で、その条項番号が「第15条」とあるのは「第13条」と、第1項中「本契約」とあるのは「本覚え書き」とそれぞれ読み替える。

新たに加える条項：

（再商品化履行状況の現地確認）

- 第15条 甲は、本契約に基づき、甲が引き渡した分別基準適合物の再商品化履行状況を確認するため、甲の職員を乙と契約関係にある再商品化事業者の事業所に立ち入らせ、再商品化履行に関する現地確認（以下「現地確認」という。）を行うことができる。
- 2 甲は、現地確認を行おうとするときは、日程調整のため、その日時について、乙に対し、事前に書面で通知するものとする。乙は、再商品化事業者と協議の上、提示された日時に問題があるときは、甲に対し速やかに日時の変更を申し出なければならない。甲は、変更の申し出を受けたときは、乙と調整の上、現地確認を行う日時を新たに決定するものとする。
- 3 現地確認は、再商品化事業者の通常の業務時間内に再商品化事業者の立会いのもとに行われるものとする。乙は、必要に応じて、現地確認に立ち会うことができるものとする。
- 4 現地確認を行う甲の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 甲は、現地確認の目的において必要な範囲内で、再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報及び再商品化製品の販売実績を示す伝票等（再商品化事業者が乙に提出した控え）について確認を行うことができる。

- また、甲は、施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写をとることができる。
- 6 甲は、現地確認を行った結果、再商品化事業者に改善を求めるべき事項又は乙に関連調査を依頼する必要があるときは、乙を通じて行うこととし、速やかに、その詳細を乙に通知するものとする。乙は、通知があったときは、通知を踏まえて適切に対処するとともに、対処の内容及びその結果について、遅滞なく甲に通知するものとする。
- 7 甲は、現地確認の結果について再商品化事業者の名称と共に公表することができる。

(条項の修正、差し替え)

第4条 原実施契約第 15 条を第 16 条とし、次のとおり修正のうえ差し替える。また、原実施覚え書きについては、下記の差し替える条項において「第 16 条」とあるのを「第 14 条」に、「本契約」とあるのを本覚え書き」とそれぞれ読み替えを行い、原実施覚え書き第 13 条の規定と差し替える。

差し替える条項:

(秘密保持)

第 16 条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識など（甲が再商品化事業者から知り得たものを含む。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、現地確認の実施により知り得た情報であって再商品化事業者が公表を了解したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。

(条項番号の繰り下げ)

第5条 この確認書第3条により原実施契約及び原実施覚え書きに条項が新設されることに伴い、原実施契約第 16 条を第 17 条(原実施覚え書きにおいては第 14 条を第 15 条)とし、以降1条ずつ条項番号を繰り下げる。

この確認書締結の証として、本書二通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有する。

平成 24 年 4 月 1 日

甲:

東京都港区虎ノ門1-14-1郵政福祉琴平ビル

乙: 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事理事長 吉野 祥一郎

平成24年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-1)

見本

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申し込みます。

- 1.引き渡し申込量は、再商品化事業者選定のため協会が別途実施する入札における対象数量となることを承知しています。したがって、締切日後において、引き渡し申込の撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
2.正当な事由のない申込の撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、平成25年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申し立てません。
3.引き渡し申し込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」および「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、当協会に平成23年度に登録されている保管施設名等を予め印刷しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字)を3)をご使用ください。(太枠内全てにご記入ください。また用紙が足りない場合はコピーしてお使いください)

②市町村又は組合コード 0 1 0 0 1

③市町村又は組合名 容器リサイクル組合

④保管施設コード 0 1

⑤保管施設名 容器包装リサイクルプラザ

⑥協会への引き渡し開始希望日 平成 2 4 年 0 4 月 0 1 日

注:協会記入欄

注:実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。

Table with 7 columns: ⑦規模(立方メートル), 無色, 茶色, その他の色, 青色, 緑色, 黒色. Includes ⑧トラックスケール and ⑨積み込み機材 details.

Table with 4 columns: ⑩収集・処理の仕方, 収集容器の種類, 中間処理(色分別等)の方法, 引き渡し車両. Includes handwritten note: 毎週金曜日に4トン車で引き渡しを希望.

Table with 5 columns: 引き渡し(単位:kg)申込量, 色種類, 1.無色, 2.茶色, 3.その他の色合計. Includes ⑪引き渡し申込量 and ⑫(参考)H22年度引き渡し実績量.

注:①, ②, または③. のいずれかの□に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

平成24年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込承諾書

市町村又は組合名	〇〇〇市	御中
市町村又は組合コード	0: 1: 0: 0: 1	

東京都港区虎ノ門1-1-4-1 郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

見本

印

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)は、〇〇〇市からなされた平成24年度ガラスびん分別基準適合物の協会への引き渡し申込み(申込み受付日:平成23年11月20日。以下「引き渡し申込書」という。)について、下記のとおり承諾いたします。

1. 引き渡し条件

様式3により素材別にお申しいただいた引き渡し条件のとおりといたします。

2. 引き渡し申込みを承諾する量

保管施設コード: 01
保管施設名: 容器包装ストックヤード 01
引き渡し開始希望日: 平成24年4月1日

色種類	1. 無色						2. 茶色						3. その他の色合計											
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方											
引き渡し承諾量(kg)			3	8	4	0	0	0			4	8	0	0	0	0			1	1	4	0	0	0
その他の色内訳	(1) 青色			(2) 緑色			(3) 黒色			(4) その他														
引き渡し承諾量(kg)																								

保管施設コード: 02
保管施設名: 容器包装ストックヤード 02
引き渡し開始希望日: 平成24年4月1日

色種類	1. 無色						2. 茶色						3. その他の色合計								
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方								
引き渡し承諾量(kg)			1	8	0	0	0			6	4	0	0	0			4	2	0	0	0
その他の色内訳	(1) 青色			(2) 緑色			(3) 黒色			(4) その他											
引き渡し承諾量(kg)																					

保管施設コード: 03
保管施設名: 容器包装ストックヤード 03
引き渡し開始希望日: 平成24年4月1日

色種類	1. 無色						2. 茶色						3. その他の色合計								
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方								
引き渡し承諾量(kg)			5	0	0	0	0			8	2	0	0	0			1	4	0	0	0
その他の色内訳	(1) 青色			(2) 緑色			(3) 黒色			(4) その他											
引き渡し承諾量(kg)																					

保管施設コード: 04
保管施設名: 容器包装ストックヤード 04
引き渡し開始希望日: 平成24年4月1日

色種類	1. 無色						2. 茶色						3. その他の色合計							
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方							
引き渡し承諾量(kg)			9	0	0	0	0			1	5	0	0	0			4	0	0	0
その他の色内訳	(1) 青色			(2) 緑色			(3) 黒色			(4) その他										
引き渡し承諾量(kg)																				

3. この承諾書で引き渡し申込みを承諾した分別基準適合物の再商品化について、別途、平成24年4月1日から平成25年3月31日を実施期間とする「業務実施覚え書き」および「業務実施契約書」を締結させていただきます。
4. 正当な事由のない引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量の大幅な変更がなされた場合は、平成25年度において分別基準適合物の引き取りを拒絶することがありますので、ご注意ください。

平成 23 年 10 月 20 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 (改定日：平成 23 年 2 月 25 日)

平成 24 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。平成 24 年度については、下記の基準を用います。

1. ガラスびん

(1) ガラスびんに求められる引取り形態

- ① 無色・茶色・その他の色の 3 区分に色分けされていること。
- ② 色毎に 10 トン車 1 台程度単位の搬出ができる量が確保されていること。

(2) ガラスびんの品質

異物の区分	異物の混入許容値 (※ガラスびん 1 トン中の混入 g 数)	許容範囲の目安	
①びんのキャップ	アルミニウム	30g	28mm 口径のアルミキャップ [°] で 20 個程度 50mm 口径のスチールキャップ [°] で 10 個程度
	スチール	50g	
	その他の金属	50g	28mm 口径のフ ^ラ キャップ [°] で 130 個程度
	プラスチック	500g	
②陶磁器類の混入	30g	湯飲み茶碗の小さな破片 1 個程度	
③石・コンクリート・土砂類の混入	30g	陶磁器類と同程度の分量が目安	
④無色ガラスびんへの他の色混入	500g	720ml 酒類びん 1 本程度	
⑤色ガラスびんへの他の色ガラスびんの混入	1000g	720ml 酒類びん 2 本程度	
⑥ガラスびんの中の中身残り・汚れ	0	さっと水洗いした状態が好ましい	
⑦ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0	調理器、食器、水晶ガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと	
⑧プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0	他素材は混ぜないで	

※ ガラスびん 1 トンとは 720ml 酒類びんで約 2000 本になります。

(3) 分別上の留意点

- ① 分別基準適合物になるガラスびんは飲料水・食品・酒類・ドリンクなどの内容物が入っているガラスびんです。
 (注) 劇薬等が入っていたびんは資源化の過程で作業者にガス発生等の影響があるので対象外です。
- ② 無色ガラスびんがスリガラス加工されたガラスびんは無色ガラスびんに区分します。
 (注) 口部を見ると判別できます。
- ③ はっきりとした無色と茶色以外の中間色はその他の色に分別収集してください。
 (例：リキュール、ブランデーなどのソー^ク、イ^エ、輸入ワインびんに見られる緑と茶の中間色)
- ④ 哺乳びんは組成が耐熱ガラスです。混入させないでください。
- ⑤ 食料調味料に使われている打栓式のキャップは無理に取らなくても構いません。
- ⑥ 化粧品用のガラスびんの組成は、一般のガラスびん(ソーダ石灰素材)と同じですので、通常通り分別収集を行ってください。

2. PETボトル

ベール（圧縮され、結束材でこん包されたPETボトル）化されたもの

(1) ベールに求められる性状

- ①安定性：運搬や移動作業中の荷崩れのないこと。
- ②バラケ性：再生工場での解体が容易であること。

(2) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法※1	重量	結束材※2
①600×400×300mm	15～20kg	PP または PETバンド*
②600×400×600mm	30～40kg	同上
③1,000×1,000×1,000mm	180～230kg	同上

※1 寸法欄の600×400mm、1,000×1,000mmは、プレス金型の寸法を示しています。実際のベールの寸法は、これより多少大きくなります。

※2 従来の番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありませんので、できるだけPPまたはPETバンドを使用してください。

(3) ベールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはベールの品質の良いことが重要な条件となります。

目標とする良い品質として、次のようなモデル事例を推奨します。

項目	規格
①キャップ付きボトル	10%以下
②塩ビボトル	0.5%以下
③ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
④材質識別マークのないPETボトル	1%以下
⑤ガラスびん	なし
⑥アルミ缶・スチール缶	なし
⑦紙製容器	なし
⑧その他の夾雑物	なし

※PETボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他厚生省で定める行為（こん包：厚生省令平成11年度第65号で規定）を行うことをいいます。

3. 紙製容器包装

(1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、結束又は圧縮されているものです。
 なお、結束の場合、かさ張る紙箱等は潰して平板としてください。
 また、少量の場合にはフレコンによる引き取りも行います。

(2) 品質基準（目標）

項目	目標	備考
1) 水分	12%以下 ※1	水分を測定する必要はないが、収集・保管時に水にできるだけぬらさないようにすることにより対応する。
2) 食品残渣	付着していないこと ※2	食品残渣が除去されず付着しているものが混入しないようにする。
3) 紙製容器包装以外の紙類	混入10%以下	チラシ、雑誌、新聞等の紙類が混入しないようにする
4) 紙製容器包装で再商品化義務の対象外の容器包装	原則として混入していないこと	段ボール及び飲料用紙容器（アルミなし）が混入しないようにする
5) その他異物	混入していないこと	プラスチック類、金属類、陶磁器、石類、ガラス、木片、布繊維等の異物が混入しないようにする

※1. 古紙標準品質規格表に準拠

※2. 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう住民を指導されたい。」とあります。

4. プラスチック製容器包装

(1) プラスチック製容器包装

1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、「圧縮」されているもの（以下、ベールという）です。
「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ベラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。

2) ベールに求められる性状

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重0.25～0.35t/m³程度を目安としてください。）
- ・収集袋の破袋：分別収集に使用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋(指定収集袋、市販のごみ袋)が除かれていること。

3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1100mm×1100mm角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm) *	重量 (kg)	結束材
①600×400×300	18～20	PP、PETバンドまたはフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1000×1000×1000	250～350	同上

* 寸法の600×400mm、1000×1000mmはプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

* 「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

* 番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
① 分別基準適合物であるプラスチック製容器包装	90%以上(重量比)	
【異物等】		
② 汚れの付着したプラスチック製容器包装	混入していないこと	食品残渣等(*1)が付着して汚れた物や生ごみ。土砂や水分(雫が垂れている)で汚れた物
③ 指定収集袋および市販のごみ袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販のごみ袋
④ 容り法でPETボトルに分類されるPETボトル	混入していないこと	
⑤ 他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器包装
⑥ 容器包装以外のプラスチック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
⑦ 事業系のプラスチック製容器包装	混入していないこと	業務用容器、結束バンド等
⑧ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物。
⑨ 禁忌品	混入していないこと	医療系廃棄物(*2) 危険品(*3)

(*1) 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。

(*2) 医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く)等。

(*3) 危険品とは、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、および刃物、カミソリ、ガラスの破片等怪我をする危険性があるもの。

(2) 白色の発泡スチロール製食品用トレイ

1) 引き取り形態

- ・原則として圧縮を行わず、透明ポリエチレン製袋に回収トレイを入れ密封こん包されているものです。

2) 密封こん包に求められる性状

- ・衛生性：こん包はしっかり密封されていること。
透明ポリエチレン製の袋であって、腐敗性のものや土砂などで汚れていないこと。

3) 透明ポリエチレン製袋の寸法

透明ポリエチレン製袋の寸法はトラックへの積載効率や、作業性を考え、次の2種類の寸法を推奨します。

寸法(mm)	重量 (k g)	フィルムの厚さ
①1500×1200	2.5～3.0	25 μ
②1200×1000	1.7～2.0	25 μ

4) こん包の品質基準

再商品化を効果的、効率的に行なうためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
① 分別基準適合物である白色の発泡スチロール製食品用トレイ	90%以上（重量比）	洗浄・乾燥済みの両面とも白色のトレイに限る
【異物等】 ② 汚れが付着したもの	混入していないこと	食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ。土砂や水分（雫が垂れている）で汚れた物
③ 非白色発泡スチロール製トレイ	混入していないこと	色物、柄物トレイ
④ ②③以外のトレイ	混入していないこと	PE、PP、PET、非発泡 PS
⑤ トレイ以外のプラスチック製容器包装	混入していないこと	カップ麺、緩衝材
⑥ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑦ 水分	密封こん包内部に水滴が発生しないこと	洗浄、乾燥されているトレイを分別収集することにより対応する

以上

平成 23 年 10 月 20 日

市町村・一部事務組合
容器包装リサイクル担当者 殿

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
PET ボトル事業部

PET ボトル分別基準適合物の円滑な引き渡しをお願い

容器包装リサイクル法は、市民が分別排出し、市町村が分別収集・選別保管し、事業者が再商品化するという 3 つの主体間の協力のもとに成り立っています。改正容器包装リサイクル法の基本方針で、「市町村により分別収集された使用済み PET ボトル等については、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要」と定められました。容リ法に則り、指定法人への PET ボトルの円滑な引き渡しへのご協力をよろしくお願いいたします。

1. PET ボトルリサイクルの現状

平成 22 年度の市町村から指定法人への PET ボトルの引き渡し量は 19 万 4 千トンで史上最高の値となりました。平成 19 年度以降、市町村からの引渡し量は安定化の方向へ向かっており、改正容リ法の基本方針に「分別基準適合物の指定法人への円滑な引き渡し」の文言が加えられ、その重要性を市町村担当者の皆様にご理解いただいた成果であると考えております。

また、平成 20 年 9 月以降の使用済み PET ボトルの中国輸出の実質的な停止に伴う独自処理の混乱、並びに同時期における当協会による対応の実績等を踏まえて、指定法人ルート的重要性を改めてご認識いただいた結果でもあると考えております。

一方で、平成 23 年度の分別収集計画の全国集計が約 30 万トンであるのに対し、平成 23 年度の指定法人への申込量は 19 万 8 千トンとなっており、依然として全体の 3 分の 1 以上が指定法人以外で独自処理される予定です。

容器包装リサイクル法のシステムの中で分別収集された使用済み PET ボトルを確実にリサイクルするためには、国内リサイクル事業者の再生処理能力の確保が不可欠です。現在、指定法人に登録されている再生処理事業者の能力は約 38 万トンありますが、指定法人への引き渡し量は再生処理能力の 5 割程度に留まっています。国内でのリサイクルを確実に実施するために構築されたリサイクルインフラは依然として不安定な状況にあると言わざるを得ません。

2. 指定法人ルート確保の重要性

指定法人への引き渡し量の減少ならびに不安定化は、容リ法施行開始以来、関係各位のご協力のもと築き上げられてきた PET ボトルのリサイクルインフラの安定維持に対し多大な悪影響を与えます。指定法人ルートへの引渡し量の減少は、国内 PET ボトル再生処理事業者の経営基盤を脆弱化させ、最終的には国内リサイクルインフラの崩壊へ繋がる危険性をはらんでいます。円滑な引き渡しを更に推進し、指定法人ルートを確保することは、下記 3 点のメリットを生むこととなります。

(1) リスク回避

市町村による独自処理が現状のまま続き、再生処理事業者の経営が破綻しリサイクルインフラが崩壊した後に、海外への輸出が停止した場合には使用済み PET ボトルが行き場を失い、最悪の場合には焼却・埋立処分等に廻される危険性もあります。指定法人への「円滑な引渡し」はこのようなリスクを回避するための最適な手段であるといえます。

(2) 高品位な利用

指定法人に引き渡された使用済み PET ボトルは国内の再生処理工場において、フレークまたはペレットというプラスチック原料、あるいは、PET ボトルなどの原料となるポリエステル原料を

得ることにより確実に再商品化された後に、繊維製品、卵パックなどのシート類、そして一部は再びPETボトルに戻され、高品位でのリサイクルが行われています。

一方、独自処理の多くは中国をはじめとする海外へ輸出されていますが、ここでは主に「ぬいぐるみの詰め綿」を代表的な製品とする「短繊維」に再生利用されており、我が国での再生PET樹脂の利用用途と比較して低品位のものが多く、再生原料としての利用効果は少ないといわざるを得ません。独自処理よりも指定法人ルートの方が、より高品位な製品として利用されています。

(3) 二酸化炭素排出量の削減効果

消費者の皆様が使用したPETボトルを効率的にリサイクルすることにより、現在、地球環境問題で最も重要な項目として位置づけられている二酸化炭素の排出量を削減することが可能となります。一方、中国をはじめとする海外へ輸出した場合は、PETボトルそのものと一緒にリサイクルによる二酸化炭素排出量の削減効果をも輸出してしまうことになり、我が国の二酸化炭素排出量の削減には寄与することが出来ません。

3. 有償入札分は全額を市町村に拠出

既にご存知のことと思いますが、指定法人へ引き渡した場合、有償入札によって得た収入相当額は消費税分を除いて全額が当該市町村へ寄付金として拠出されます。図1に示すように、平成22年度は約47億円、平成23年度は約90億円が該当する市町村に拠出されます。

また、図2は指定法人のPETボトル再生処理事業者落札単価の推移を示していますが、平成23年度の指定法人の落札単価は-47,860円/トンとなっており、平成21年度以降急速に回復し、現在では独自処理先への売却単価と比べて遜色ないレベルにあることをご確認ください。

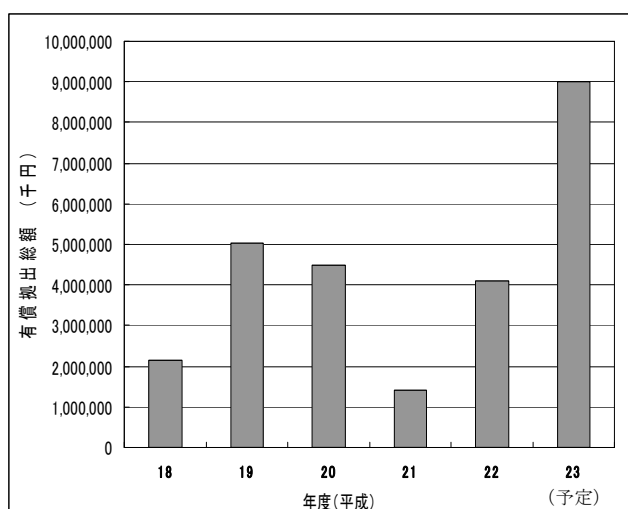


図1：有償拠出総額の推移

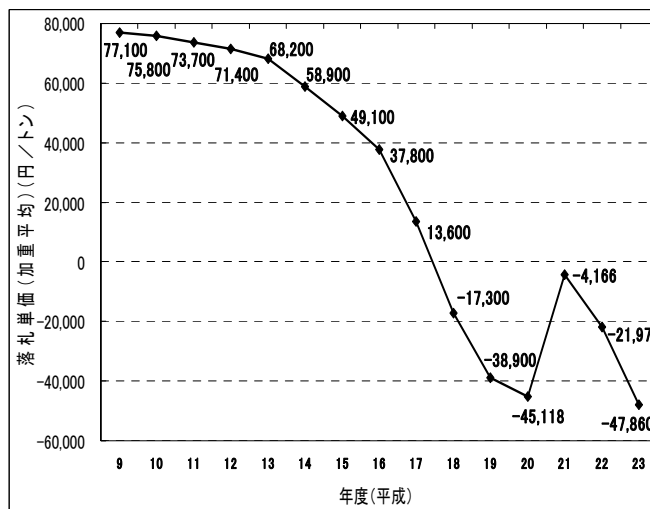


図2：落札単価(加重平均)の推移

以上の点をご理解いただき、我が国のPETボトルのリサイクルシステムの安定化のために、指定法人への円滑な引き渡しをお願いいたします。

以上

平成 23 年 10 月 20 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

「市町村への再商品化合理化拠出金」の支払いについて

1. 「再商品化合理化拠出金」の支払いについて

当協会は、平成 24 年度も今年度と同様に再商品化業務の一環として、容器包装リサイクル法第 10 条の 2 に則った、平成 23 年度分の市町村への拠出金（以下、「合理化拠出金」という。）の支払いを実施いたします。平成 23 年度分の合理化拠出金は、平成 23 年度に引き取られた全ての分別基準適合物の再商品化に係る手続きが完了した後、平成 24 年 9 月にお支払いします。

資金拠出制度では、分別基準適合物の再商品化にあらかじめかかると想定された額（以下、「想定額」という。）を、当該年度の再商品化に実際にかかった費用の総額（以下、「現に要した費用」という。）が下回った場合に限り、その差額の $1/2$ に相当する金額が、合理化拠出金の支払い原資となります（次の計算式参照）。

$$\left(\text{A 想定額} - \text{B 現に要した費用} \right) \times \frac{1}{2} = \text{C 拠出金}$$

「想定額」は、「想定単価」（平成 20～22 年度、3 カ年の再商品化事業者への支払実績単価の平均値。平成 23～25 年度、3 カ年固定。）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まず。）を乗じて算出されます。ただし、プラスチック製容器包装については、再商品化手法によって単価が大きく異なるため、手法毎の「想定単価」に「想定量」を乗じた金額の総和が「想定額」となります。

なお、平成 23 年度分の「想定単価」は既に定められており、＜表 1＞（次頁）の通りです。また、「想定量」につきましては、東日本大震災の影響を受け、資源物を未だ分別収集することができない市町村・一部事務組合があるため、平成 23 年度末までに当協会との間で「業務実施覚え書き（特定事業者負担分）」を締結した市町村・一部事務組合による予定引き渡し量（＝覚え書き締結量、契約量）として運用します。そのため、今後変動する可能性があります。年度初の暫定値は「想定額（暫定値）」と併せて、＜表 1＞（次頁）のとおりです。

<表1> 「想定単価」、「想定量（暫定値）」、「想定額（暫定値）」（平成23年度）

素材別／再商品化手法別		想定単価 (円／トン)	想定量 (暫定値) (トン)	想定額 (暫定値) (円)
ガラスびん	無色	3,812	106,456.450	405,811,987
	茶色	4,264	102,722.390	438,008,270
	その他の色	6,331	104,861.700	663,879,422
PETボトル		2,083	197,769.984	411,954,876
紙製容器包装		1,852	28,206.170	52,237,826
プラスチック製容器包装	材料リサイクル(トレイ)	23,858	852.923	38,589,515,172
	材料リサイクル(トレイ以外)	70,510	360,250.510	
	油化	68,935	0	
	高炉還元剤化	40,632	32,334.820	
	コークス炉原料化	43,188	200,637.960	
	合成ガス化	40,172	79,381.710	

注1) 想定量は特定事業者負担分のみ

注2) 想定単価は消費税を含まず

一方で、「現に要した費用」は、平成24年3月末までに引き取った全ての分別基準適合物の再商品化が終了し、支払いが完了する平成24年7月まで確定できないため、現時点で合理化拠出金の総額をお示しすることは出来ません。合理化拠出金の支払いは、再商品化に係る手続きが終了し、「現に要した費用」が確定した後の平成24年9月となります。

2. 「再商品化合理化拠出金」の配分方法について

合理化拠出金の個別市町村への配分方法について、各市町村の保管施設における分別基準適合物の「品質」基準に応じて総額の1/2が配分され、「低減額」への寄与度に応じて残りの1/2が配分されることが定められています。

「品質」による配分の基準は、<表2>に示した通りです。これらの基準に該当する各市町村の引き渡し実績総量に対する、当該市町村の引き渡し実績量に応じて、拠出金総額の1/2が按分されます。（対象となるのは特定事業者負担分のみ。）

<表2> 合理化拠出金の「品質」による配分の基準

対象素材	「品質」による配分の基準
プラスチック製容器包装	○当該年度の特設分別基準適合物における容器包装比率が、当該年度90%以上であって前年度に比べ2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が95%以上である場合であること *対象市町村は、指定法人のベール品質調査結果等を基に主務省庁で判定し、国が決定する。
ガラスびん／PETボトル 紙製容器包装	○指定法人が定める「引き取り品質ガイドライン」の基準を上回る場合であること

一方で、「低減額」への寄与度に応じた配分は、<表1>に示した想定単価をベースに、それぞれの保管施設における引き渡し分として「かかる見込の費用」と「実際にかかった費用」に基づいて、配分されます。

すなわち、{(想定単価×当該市町村の引渡実績量)－当該市町村から引き取ったものの再商品化に現に要した費用}(0以下の場合は0とする)の総和(各市町村低減額の総和)に対する当該市町村分の低減額の割合によって、拠出金総額の1/2が按分されます。

3. 平成22年度分の拠出実績

配分対象市町村数および配分総額は以下のとおりです。

金額単位：円

	PET ボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装	合計
配分金額	340,433,146	44,671,017	9,586,817,625	9,971,921,788
契約市町村数	1,186	151	1,034	1,545
引取実績有り市町村数	1,185	147	1,032	1,544
配分対象市町村数	1,185	147	1,031	1,408

注) ガラスびんについては、「現に要した費用」が「想定額」を上回りましたので、拠出金はありませんでした。

4. 平成23年度分 再商品化合理化拠出金配分額試算式について【参考】

多くの市町村および一部事務組合のご担当者様から、「今年は大体いくら貰えるのか。」といったご質問を多くいただきます。個々の市町村への支払額をお約束できるものではございませんが、平成24年9月に支払を予定されている「平成23年度分合理化拠出金」について、ある程度の見込みを算出する『試算式』を準備致しました。

(なお、この件は、PETボトル等の有償入札に伴う拠出金とは異なります。)

【前提条件】平成23年度分の合理化拠出金の見込み額(*)が以下となった場合を想定。

* (平成23年度の想定額(暫定値)－平成23年度の現に要した費用見込み)
× 1/2 の算出式により当協会で試算した見込みの数値

金額単位：百万円

ガラスびん無色	0
ガラスびん茶色	0
ガラスびんその他の色	10
PET ボトル	100
紙製容器包装	12
プラスチック製容器包装	1,500

(1) ガラスびん その他の色

① 「品質」による配分

$$5 \text{ 百万円} \times \frac{\alpha \times 0.90 \text{ ※}}{10.8 \text{ 万トン}}$$

② 「低減額」に応じた配分

$$5 \text{ 百万円} \times \frac{(6,331 \text{ 円} - \beta \text{ 『落札(契約)単価} \times 100/105 \text{』}) \times \alpha \times 0.90 \text{ ※}}{21 \text{ 百万円}}$$

【 α : 保管施設ごとの引き渡し見込み量、 β : 当該保管施設の落札(契約)単価】

※ 市町村負担分(小規模事業者分)の申込みをされている場合は乗じる

(2) PETボトル

①「品質」による配分

$$50 \text{ 百万円} \times \frac{\alpha}{20 \text{ 万トン}}$$

②「低減額」に応じた配分

$$50 \text{ 百万円} \times \frac{(2,083 \text{ 円} - \beta \text{ 『落札(契約)単価} \times 100/105』) \times \alpha}{410 \text{ 百万円}}$$

【 α ：保管施設ごとの引き渡し見込み量、 β ：当該保管施設の落札(契約)単価、但し有償落札(契約)の場合、0(ゼロ)とする】

(3) 紙製容器包装

①「品質」による配分

$$6 \text{ 百万円} \times \frac{\alpha \times 0.98\%}{2.7 \text{ 万トン}}$$

②「低減額」に応じた配分

$$6 \text{ 百万円} \times \frac{(1,852 \text{ 円} - \beta \text{ 『落札(契約)単価} \times 100/105』) \times \alpha \times 0.98\%}{46 \text{ 百万円}}$$

【 α ：保管施設ごとの引き渡し見込み量、 β ：当該保管施設の落札(契約)単価、但し有償落札(契約)の場合、0(ゼロ)とする】

※ 市町村負担分(小規模事業者分)の申込みをされている場合は乗じる

(4) プラスチック製容器包装

①「品質」による配分

$$750 \text{ 百万円} \times \frac{\alpha \times 0.99\%}{66 \text{ 万トン} \times 0.85 \text{ (品質優良市町村比率が85\%であった場合)}}$$

②「低減額」に応じた配分

$$750 \text{ 百万円} \times \frac{\Sigma[(\text{手法ごとの想定単価} - \beta \text{ 『落札(契約)単価} \times 100/105』) \times \alpha \times 0.99\%]}{2,850 \text{ 百万円}}$$

【 α ：保管施設ごとの引き渡し見込み量、 β ：当該保管施設の落札(契約)単価】

※ 市町村負担分(小規模事業者分)の申込みをされている場合は乗じる

(5) この件に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 企画広報部 松島、木野

電話番号：03-5532-8589

FAX番号：03-5532-9698

以上

平成 23 年 10 月 20 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

容器包装リサイクル関連の情報発信における連携・協力について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、再商品化事業につきましては、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく再商品化事業も完全施行後 10 年余を経過し、消費者の環境問題や 3 R に対する意識の高まりに伴い、「手間を掛けて分別したものが、どうなっているのか・何になっているのか分からない。適正に処理されているのか？」「家庭から排出されたものが日用品に再生され、また手元に戻ってくるのか？」という声が多く聞かれるようになってきました。

このような状況下、環境省においては、プラスチック製容器包装を始めとした容器包装のリサイクルについて、消費者からの信頼性・透明性の更なる向上の観点から、リサイクルの流れの透明性の向上等に関する課題及び方策を検討するための「容器包装リサイクルのフローの透明化等に関する検討会（第 1 回：H20. 7. 30～5 回：H21. 6. 17）」が開催され、中間取りまとめがなされましたことについては、既にご承知の通りかと存じます。

（参考：環境省ホームページ報道発表資料 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11300>）

それを踏まえて、容リ協会として情報公開に係る下記の対策に取り組んでいますので、趣旨ご理解賜り、ご協力並びにご活用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 協会ホームページ「わたしのまちのリサイクル」の市町村ホームページへのリンク促進

2 年間にわたり順次ご提案活動をさせていただき、平成 23 年 2 月段階では、既に 431 市町村のホームページにリンクしていただき、リンクいただいている市町村人口は、カバー率 60% になっています。

別紙 1 参照

2. 協会ホームページ「市町村担当者向け普及啓発支援サイト」の構築と活用促進

市町村普及啓発ご担当者に向けたコンテンツです。容器包装のリサイクルに関連した見学や講演会を企画立案される際に必要な情報（見学の受入や講師派遣が可能な企業や個人の情報を掲載）をご提供するコンテンツです。平成 24 年春先にレビューできるように取り組んでいます。サイト構築次第、協会システム REINS を通じてご案内させていただきます。

3. 協会啓発パンフレット・DVD のご活用促進

市民向け普及啓発に活用いただける各種パンフレット（元プラを探せ・プラの七不思議・なぜ？なに？リサイクル・な～るほど！リサイクル）及び映像版「ど～なる？こ～なる！リサイクル」をご紹介させていただきますので、是非ご活用ください。

別紙 2 参照

以上

当協会ホームページ「わたしのまちのリサイクル」について

当協会ホームページでは、「わたしのまちのリサイクル ～分けた資源はどうなるの?～」と題し、市町村で分別収集された資源が、そのあとどうなっているのかを確認できるコンテンツを開発しております。当協会がリサイクルを行っている市町村について、素材ごとに、どれくらいの量を集めて、どのような方法で、どのような製品にリサイクルされているのかを、地図を入口として平易に検索できます。



- ・当協会 TOP ページ URL
<http://www.jcpra.or.jp/>
- ・「わたしのまちのリサイクル」 URL
<http://www.jcpra.or.jp/special/mytown/index.html>

個々の市町村の検索結果ページ (例)

素材ごとに、リサイクル事業者名や手法、リサイクル原材料や製品などがわかります

リサイクル製品が一覧出来、写真をクリックすると、その解説を確認することが出来ます

22年度のリサイクル実績						
	ガラスびん 無色	ガラスびん 茶色	ガラスびん その他	PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製 容器包装 (白色トレイを除く)
引取量	※桶袋との契約がありません	549,920 kg	479,450 kg	1,381,450 kg	69,860 kg	3,062,280 kg

よく寄せられる疑問「分けて出す時に注意することは？」等に答えています

全国のリサイクル製品の生産量等がわかるマテリアルフロー図です

23年度のリサイクル予定の一覧を表示します

●市町村ホームページへの「わたしのまちのリサイクル」リンク設定のお願い

より多くの住民の皆さまにご覧いただけるよう、「わたしのまちのリサイクル」の『個々の市町村の検索結果ページ』または『入り口ページ』を、各市町村ホームページにおけるごみやリサイクルに関するページにリンク設定していただきますようお願いいたします。

協会啓発パンフレット・DVDのご活用促進

環境関連イベントや小学校・中学校などの環境教育の場で、また各リサイクル施設の見学者向け資料として等、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、下記のパンフレットの請求、ビデオ・DVDの貸し出しについては、当協会ホームページからお申込みください。

<元プラを探せ>



元々プラスチック製容器包装であったものが、こんなものに生まれ変わっている！といった例を示し、消費者の皆さんがきちんと分別して出してはじめて、再び生まれ変わって皆さんのお役に立っていることを紹介しています。

(A4判、10ページ、片観音折、4色)

<プラの七不思議>



そもそも『プラ』って、なに？という所から始まり「油でベトベトのまま出してもいいの？」「家庭から出た『プラ』は、どこへ行く？」など七つの疑問に答えています。

(A4判、12ページ、4色)

<なぜ？なに？リサイクル>



家庭から出る容器包装ごみが、もう一度生まれ変わって使われるようになる。なぜ、そうしなければならないのか？そのために私たちが守らなければならないルールは？小学生（高学年）から広く一般消費者を対象に、ガラスびん、PET ボトルおよび紙・プラスチック製容器包装のリサイクルシステムのしくみや流れ、そして当協会の役割など、イラストを使い簡単に解説しています。

(A4判、8ページ、両観音折、4色刷り)

<な〜るほど！リサイクル>



3R（スリーアール）を推進するために、私たちはどうしたらよいのでしょうか。一般消費者を対象に、「買うとき」「捨てる前に」「回収後のゆくえ」の3つの場面に分けて、生活者が容器包装リサイクルで注意しなければならない点、無理なく始められる生活のヒントなどをわかりやすく説明しています。

(A4判、8ページ、4色刷り)

<映像版 ど〜なる？こ〜なる！リサイクル>



容器包装ごみを分別して出したあと、いったい、どうなって、何に生まれ変わるの・・・？リサイクル探検隊が登場し、ガラスびん、PET ボトル、紙製容器、プラスチック製容器包装のリサイクルのゆくえを追って、リサイクルの現場をレポートしながら、スタジオのキャスターがその現状を解説します。

(放映時間 19分 素材ごとの視聴可能)

ホームページ、普及啓発ツールに関するお問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル2階
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 企画広報部

【ホームページに関して】TEL：03-5532-8604 担当：鷺（さぎ）

【動画、パンフレットに関して】TEL：03-5532-8610 担当：峯岸